

2026 年度 経済学部 総合型選抜 二次試験〈小論文〉

氏名

受験番号

以下の文章を読み、問に答えなさい。

仕事や勉強、家事以外でのスマートフォンなどの使用は1日2時間以内を目安にするよう促す条例案が、2025年9月22日、愛知県豊明市の市議会で採決され、賛成多数で可決・成立しました。市によりますと、すべての市民を対象にスマートフォン等の使用時間の目安を示した条例は全国で初めてで、同年10月1日に施行されます。

豊明市は、スマートフォン等は生活に欠かせない必需品だとする一方で、長時間の使用は、睡眠不足などの健康面のほか、家族の会話が短くなるなど家庭環境にも影響を与え、子どもの健全な生育を妨げるおそれがあるとして、仕事や勉強、家事以外でのスマートフォンやタブレット、ゲーム機等の使用は、1日2時間以内を目安にするよう促す条例案を市議会に提出しました。この条例案について、22日午後、市議会本会議で採決が行われ、議長を除く19人の議員のうち12人が賛成し、賛成多数で可決・成立しました。

条例の対象となるのは、▽すべての市民と▽市内の学校に通う18歳未満の子どもで、子どもの使用については、▽小学生以下は午後9時まで、▽中学生以上は午後10時までとする時間帯の目安も盛り込まれ、各家庭でルールを作るよう促しています。条例に強制力や罰則はありません。

市議会では、付帯決議も可決され、1日2時間以内という条例の記述について、▽あくまで目安であることを明確にし、生活スタイルや家庭環境の多様性を尊重すること、▽市民に誤解を与えないよう丁寧でわかりやすい情報提供を行うこと、そして▽定期的に効果や市民の反応を検証し、必要に応じて条例の見直しを行うこと等を求めました。

(出典) NHK「スマホ等の使用時間 目安示す条例案可決 愛知 豊明」

(<https://news.web.nhk/newsweb/na/na-k10014929441000> : 2025年10月6日アクセス) を一部改変。

問 以上の文章で説明されている愛知県豊明市の事例のように、地方自治体がスマートフォン等の通信機器について、使用ルールの指針を条例で定める動きがあります。仮に自分が現在住んでいる自治体の首長の立場だとすれば、住民のスマートフォン等の通信機器の使用について、どのような施策に取り組みますか。豊明市の条例への賛否を明らかにしつ

つ、地域住民が受け入れやすいと自らが考える施策について1,200字以内で論じなさい。

- 配布した解答用紙（横書き）に解答しなさい。
- 解答用紙ごとに、受験番号、氏名を記入すること。
- 解答用紙のホッチキス留めは、外さないこと。
- 問題用紙は回収します。

2025年11月16日（日）

成城大学 2026 年度 総合型選抜

11 月 16 日：小論文

■文章・図版クレジット一覧

(出典) NHK NEWS WEB 「スマホ等の使用時間 目安示す条例案可決 愛知  
豊明」(2025年9月22日)より引用